

第1601回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年2月8日
自	13時30分
至	16時50分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(協議事項)

第10号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）について（特別支援教育課）

————— 以上資料により協議

(報告事項)

第71号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について（教育指導課）

第72号 令和2年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

第73号 令和2年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第74号 第73回全国優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について（社会教育課）

第75号 令和2年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第26号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第76号 令和2年度補正予算案（2月16日上程分）及び令和3年度当初予算案の概要について（関係課）

第77号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務課）

第78号 令和3年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第79号 令和3年度島根県公立高等学校一般入学者選抜学力検査特例追試験の実施について（教育指導課）

第80号 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題、報告第76号
木原学校企画課長	公開議題、議決第26号、報告第76号・第78号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題、報告第76号・第79号
江角地域教育推進室長	公開議題、報告第76号
塚田子ども安全支援室長	公開議題、報告第76号
佐藤特別支援教育課長	公開議題、報告第76号
小村保健体育課長	公開議題、報告第76号
畑山社会教育課長	公開議題、報告第76号・第80号
江角人権同和教育課長	公開議題、報告第76号
萩文化財課長	公開議題、報告第76号
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題、報告第76号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
署名委員	河上委員	

協議第 10 号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援課長 それでは 1 の 1 ページをお開きいただきたい。まず「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」という名称であるが、本県の特別支援教育を推進していくための新たな方向性を示すものとして、この「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」としたいと考えている。

また、パブリックコメント概要を説明する前に、11月の教育委員会会議で池田委員から、策定の趣旨に特別支援教育に係る歴史や流れを記述した方がいいという御指摘があったことを受けて、別冊ビジョン（案）をお開きいただきたい。1 ページだが、策定の趣旨の中段の方に書いてある、平成 18 年の「障害者の権利に関する条約」採択以降の特別支援教育に対する流れを付け加えている。この付け加えたもので、パブリックコメントに向かったことをまず御報告させていただく。

1 の 1 ページにおもどりいただきたい。1 パブリックコメントの概要であるが、12月 10 日から 1 月 12 日までの約 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施して、21 名の方から 63 件の御意見をいただいている。パブリックコメントでは、別紙 1、1 の 2 から 1 の 13 ページにあるように、多岐の項目にわたって様々な御意見等をいただいた。これらの御意見をいただいた県教育委員会の考え方は、右側の欄に示しており、今後はホームページで公開したいと考えている。一例を紹介すると、1 の 7 ページ、23、24 の項目である。来年度から通級による指導に拠点校方式を導入する高等学校に関し、拠点校による巡回指導が実施されることにより、通級指導は他校の教員が行うものとし、生徒が在籍する学校の特別支援教育に対する意識が希薄になるのではないかと、あるいは圏域によっては拠点校を 1 校とするのではなく、複数校が必要なのではないかとといったような御意見をいただいている。右側に書いてあるが、通級指導を含め、今後、高等学校における特別支援教育の進め方については、拠点校方式導入後の状況や御意見を踏まえながら、施策を進めていきたいと考えている。その他、特別支援学校への ICT 専門家配置、適切な支援を行うための校内や学校間での情報共有の確実な引き継ぎ、教員の専門性を高めていく必要性などについて多々御意見をいただいている。これらの意見についても、今後施策を進めていくにあたり、留意していきたいと思う。

続いて、1 の 1 ページ、2 のパブリックコメントを受けた修正後のビジョン（案）で

あるが、これらいただいた意見を踏まえて、11月にお示しした案から修正したものを、1の14ページ、別紙2で概要を説明したい。

1の16ページをお開きいただきたい。御意見として、本県における特別支援教育の魅力化とはどのようなものか、また、インクルーシブ教育システムについて言及されていない、との御指摘があり、これを踏まえ、項目を「島根県が目指す特別支援教育」から、「『特別支援教育の魅力化』とは」と修正して、本県における特別支援教育の魅力化とインクルーシブ教育システムについて記述している。その内容として、本県の特別支援教育では、地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる、このことを目指して、学校と家庭と地域が一体となって取組を進めていくことと、それから障がいのある子どもにとってはもちろんだが、保護者、教職員、地域の人々にとって魅力ある特別支援教育を目指していくために、それぞれにとっての魅力について記述している。また、特別支援教育の魅力化で大切にしたいことの中で、地域の中で学び、生きていくために、これからは障がいのある子どもたちも、積極的に地域に貢献し、自分たちの意志や、願い、思いを自ら発信することが大切であるということについても記述している。今後このような考え方を基に、特別支援教育を進めていく中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、学校で障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことを追求するとともに、地域も一緒になって共生社会の形成に向けて取り組んでいきたいと思う。

資料1の19ページをお開きいただきたい。特別支援学校と地域の連携を強化するための体制について具体的に記述した。まずは令和4年度に学校運営の基本方針の承認等を行う学校運営協議会、この導入を目指して、学校と地域の団体等が共通の目的に沿って活動を行う特別支援学校魅力化コンソーシアムの構築について検討を行うとした。

続いて資料1の1ページをお開きいただきたい。小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒への支援のために検討する新しい学びの場について、新しい学びの場を作ることは、ともに学ぶことと逆行するのではないかとの御意見があったので、新しい学びの場はインクルーシブ教育システムの構築を目指すためのものであり、通常の学級での学びに向かえるようになるため、学習意欲等を高め、ともに学ぶことを目指すものであるということを記述した。

続いて、1の21ページ、学校における障がいに対する理解教育の必要性の御意見を踏まえ、「(2)障がいの理解教育の推進」という項目を新たに追加して、学校教育の理

解教育の計画的実施について記述している。また「(4) 障がいのある子どもの保護者との連携の促進」については、以前の書きぶりでは、保護者の障がい理解を図るために教員が保護者に関わっていくように読み取れるが、教員の関わりはそのようなものではないはずという御指摘を受けて、関係機関が家庭と情報共有し、協働することが必要という記述に修正している。このほかビジョン全体を通して字句の修正等を行っている。修正後のビジョン(案)全体については別冊で御確認をいただきたい。

1の1ページにお戻りいただきたい。3 今後の予定であるが、このようなスケジュールで進めていく。今後は健康福祉部などの関係部局や市町村などと連携を図りながら、ビジョンに基づき、引き続き特別支援教育の推進に向けて具体的な取組を進めていきたい。

○真田委員 パブリックコメントの1の8ページ、26のところ、合理的配慮アドバイザーというのは初めて聞く名前だが、どういう仕事をなさるのか教えていただきたい。

また、1の7ページ、25のところに、県教委からの回答で、教員の専門性の向上について人事交流や人事異動上の考慮等を検討していくということをお答えになっているが、何かお考えがあれば聞かせていただきたい。専門性向上のために、どういうことを考えられるのかということである。1の11ページの41の方にも、同様に、特別支援学校と小・中学校、高等学校との人事交流を友好的に活用して、専門性の向上を図るとお答えになっているのに関連して、併せて管理職に向けての研修のお考えがもしあればお聞かせ願いたい。

別冊の方の最後のところにある概要図というのを付けていただいた。魅力化ビジョンのときもそうだったが、非常にわかりやすくいいと思う。一番上の小・中・高等学校、中学校から高等学校、中学部から高等部というような情報の引き継ぎが、本文の方にきちっと書いてあるが、なかなかその引き継ぎがうまくいってないというのが現実問題としてあるので、その辺の引き継ぎのことをこの図の中に少し書き加えられたらいいのではないかという感想を持った。そのへんのことをお聞かせいただきたい。よろしく願います。

○新田教育長 パブリックコメントについて、26番、25番、41番、併せて管理職の関係、それから別冊については、最後の概要について、校種間の引き継ぎというところである。

○佐藤特別支援課長 まず、合理的配慮アドバイザーだが、現在、高等学校に在籍している発達障がい等を含めた障がいのある生徒に対して、学習面あるいは生活面において、障がいからくる種々の困難さを克服、改善するために合理的配慮の提供を行っているが、そ

のようなことの学校からの相談支援を行うアドバイザーである。過去の事例からいうと、学習面においては、ルビ振り、読み上げ、理解援助といった支援、あるいは生活面においては、学校や寄宿舎でのルール等の改善、クールダウンできるような部屋の準備、支援員の配置などがある。そういった学校の相談に乗り、本生徒の状況を鑑みて、どういった合理的配慮の提供ができるかということ、学校とともに考えていきたいと思っている。来年度から県教育委員会指導主事として配置する予定である。

それから25の人事交流あるいは人事異動上の考慮等についてであるが、現在も人事交流について、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校、この人事交流については進められている。今後もこれを重点に置いて人事交流を進めていきたいと思うが、特に小・中・高等学校から特別支援学校への人事交流は、きちっと学校からミッションを持っていただいて、特別支援学校で勉強して、自分の在籍する学校へ帰っていただきたいということを、特に市町村教育委員会と意図的な計画のもとに人事交流を進めていきたいという考えも持っている。

一方で、特別支援学校から高等学校については、現在、教員の採用時の倍率が下がっているような状況もあり、状況を見ながら特別支援学校から小・中・高等学校への人事交流についても検討していきたいと思っている。

管理職研修については、現在も管理職の必修研修として、特別支援教育の研修が義務づけられているので、引き続き、そういった教育センター等で行われる教員研修のひとつの分野として継続してやっていきたい。

概要図について、先ほど真田委員から御指摘があった引継ぎについてであるが、図においては、中段の切れ目ない支援体制、黄色の矢印、就学から就労まで円滑な引継ぎが行われるよう相談支援体制を強化と記述しているが、確かにおっしゃるとおり、中学校から高等学校、特別支援学校、特に必要であると思うので、記入の仕方については、強めな形で、この図の中のどこに入れるかは、これから検討させていただきたい。

○林委員 1の2ページの6で、コンソーシアムについての指針が出ている。この考え方として、こここのところに書いてある【Ⅱ-1-(2)】地域と連携・協働した教育を推進するという取組、また、幼児児童生徒の出身地域の方は、【Ⅲ-2-(1)】で地元の学校との交流を含めるということがわかったが、では、実際このコンソーシアムの構築を検討していく上で、たとえば児童の出身の地域との連携も考慮していくものなのか、やはり学校のある地域を主としてやるのか、実際には、どのような想定をされているのか。

○佐藤特別支援課長 コンソーシアムについてはそこにも書いてあるが、まず特別支援学校の子どもの地域の捉え方は、ふた通りあると考えている。林委員がおっしゃるとおり、学校が所在する学校の周辺の地域、それから子どもの出身の地域とふたつあると思う。これから特別支援学校のコンソーシアムを考えていく上で、どういったミッションというか、命題というか、どういったテーマでコンソーシアムを作っていくかということにもよるかと思うので、それがたとえば子どもたち、それぞれの出身地域にあてられたものであれば、そういったメンバーを構成しながらやっていく方法もある。もっと全体的な、例えば共生社会の形成とか障がい者への理解啓発みたいなミッションであれば、地域を問わず、代表の方に来ていただいたコンソーシアムの作り方とか、いろいろなケースが考えられると思うので、それぞれ特別支援学校の状況に応じた地域性、あるいは障がいの特性を踏まえたコンソーシアムの形をつくっていききたい。

○林委員 課長の説明でいくと、学校によって、もしくは協議会の御意見等によってはいろんな捉え方ができるという、広くイメージできるということか。

○佐藤特別支援課長 そうである。学校運営協議会との関連性というか、パターンとしていろいろあると思うが、学校運営協議会をコンソーシアムとして作るやり方もあれば、別々に作っていくやり方もあると思う。学校運営協議会は学校の運営方針に基づいて、意見等いただく機会があるので、そういったところで意見をいただきながら、それをコンソーシアムへどういうふうに展開していくか、あるいは逆にコンソーシアムから学校運営協議会の方へ落としていくといったような、フィードバックしながら、それぞれの役割を果たしていきたいと思っている。

○池田委員 障がいのある者と障がいのない者が、ともに学ぶ仕組みというものができてはいるが、実際に隠岐の島の小学校、特別支援学級の先生の話のを伺うと、特別支援学級に8人在籍していて、学校の行事などでは、やはりスタンダードな学級の子どもたちが主役で、どうしてもお客様というか、一緒にはいるけれども、なかなか主役として表現できる機会が少ないというような意見が聞かれて、難しいところという話だった。それを今後、誰もが主人公の教育という意味では、大変だと思うがどういうふうに近づけていったらいいかという思いをお聞きしたい。

また、先日の新任教育委員の会議で特別支援学級の分科会に出させていただいたが、いろんな地域の教育委員の話聞く中で、仙台市では、やはり読み書きが一番必要な力になってくるので、就学前から、統一的に地域の中で、子どもさんが読み書きに対してどん

な力が備わっているのか、就学前、1年生、2年生と進んでいく中で、どれだけ読み書きの力がついているのか把握するということを、全市内の子どもたちを対象に行っていると聞いたが、そういう取組は島根県ではないか。

○佐藤特別支援教育課長 まず、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築、そういう理念をもとに、これから特別支援教育に関する理解啓発を行っていきたいと思っている。まず、この別冊の魅力化ビジョン（案）の中で、先ほど少し説明をした、特別支援教育の魅力化で大切にしていきたいことを書いている。

2ページ、「誰にとっての魅力なのか」というところで、当然子どもたちにとっての魅力化であり、保護者や地域にとっての魅力化であると考えている。

3ページ（3）であるが、子どもたちが積極的に地域に貢献したいという意志や願い、思いを発信していくことが大切という記述をさせていただいた。どちらかという、今までは障がいのある子どもたちは、受け身的というか、いろいろな支援をしていただくというような立場という形だったが、これを新しい学習指導要領を基に、やはり社会に開かれた教育課程を目指して、子どもたちがもっと社会に向けて自分たちの思いをしっかりと伝えていくということも大切ではないかということ強調させていただいた。それから、理解啓発については、19ページ、「（2）障がいの理解教育の推進」ということで、障がいのない子どもたちに対する理解啓発、これを進めていく必要がある。あるいは障がいのない子どもたちの保護者に対しても同様に進めていく必要がある。それから「（3）地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進」のところにも書いているが、地域と一緒にあって、たとえば防災などの項目について、障がいのある子どもたちのためにどのような防災計画、避難計画、そういったものを作っていくかというテーマで、地域も一緒に盛り上げていきたい。このように全体的に対象にして理解啓発を進めていくという必要を感じている。

それから、読み書きの苦手な子どもたちに対する取組であるが、隠岐の島町にもあるかと思うが、ほかにも雲南市などでも取組がなされている。このビジョンの中では、11ページ、発達障がいの可能性のある児童生徒への支援ということで、新しい学びの場の検討ということを先ほど言わせていただいた。ここにはLD（学習障がい）の子どもたちも想定しており、この子どもたちを、通常の学級から取り出して、LDに対する支援を行っていきたいと思っている。それから12ページの②であるが、現在、教育事務所に特別支

援教育支援専任教員を配置しており、各学校の相談支援を行っているが、ここに書いてあるLDに対する指導を支援できるように研修をしていく。支援専任教員のLDに対する研修を強化して、直接教員に指導できるということを考えている。市町村の取組、それから県の取組と両方でやっていきたいと思っている。

○朋澤委員 教えていただきたい。島根県の実状として、高等学校、それから高等部を出られた、障がいを持った方々のその次の進路先は、だいたい皆さん、いわゆる就労支援施設とか進学とか、概ね希望どおりに進まれているのか。あるいは意に沿わないで、在宅であるとか家庭で過ごされるようになる場合もあるのか。高等学校、高等部を出られた後の島根県の状況が、分かれば教えてほしい。

○佐藤特別支援教育課長 高等学校、あるいは特別支援学校高等部の卒業生の進路状況についての御質問であると思う。特別支援学校の高等部については、毎年教育委員会会議、あるいは文教厚生委員会の方で、進路状況を説明させていただいている。たとえば元年度の高等部の進路状況であるが、一般就労については37.9%ということで、近年非常に高い状況であった。この内訳であるが、いわゆる就職を希望している者のうち就職した者の割合であるが、100%である。就職を希望したものは、就職に繋がっているという状況である。それから福祉施設等につながった者が51.7%ということで約半分を占めている。これは本人、保護者の意向を踏まえて、就労継続A型あるいはB型あるいは自立訓練や生活介護、こういったようなサービスを受けるというように、いろいろな進路先に行っている。それぞれ進学あるいは職業訓練というふうに進路先を決定しているが、どうしても年度末においては未定者が出る。未定者については、卒業後においても、追指導を行いながら進路先を決定することにしており、元年度に6名いた。これについてはやむを得ず家庭の状況で、そのまま在宅というケースが2名あったが、それ以外の者については、次なる進路先に決定しているというような状況で、毎年、未定者が出ていても、卒業後必ず追指導を行う、そんな形にしている。

○多々納教育指導課長 それでは、高等学校の在籍生についてお答えする。明快な数字があるわけではないが、高等学校でこういう特別な支援の必要な生徒というのは一定数、進学、在籍している。その子たちの希望がかなうように、進路指導等を各学校で、充実して行っているところである。また、状況によっては特別支援学校あるいは特別支援教育課とも連携をとって、就労等支援に向かえるような体制は整えているところである。一例を申し上げますと、例えば身体的な障がいをお持ちの生徒さんで進学を希望するような

生徒もいる。そうした場合、例えば大学等々入試の段階で協議させていただいて、別室対応であるとか、支援を添えて入試に挑んでいただくような体制を作って、実際進学に向かっていったという者も過去何人も知っている。そういう状況であるので、高等学校においても特別支援学校、あるいは特別支援教育課と連携しながら、子どもたちの進路実現に向けて、努力しているところである。

○新田教育長 それでは資料1の1ページにも記載しているが、今後の予定としては、次回2月18日の教育委員会会議で議決案件として再度議案として提案させていただきたいと考えている。

——資料により協議

報告第71号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料2の1ページを御覧いただきたい。出願期間、実施日等はここにあるとおりである。新型コロナウイルス感染症対策の一環として、県教育委員会で用意した松江会場を利用して実施した隠岐島前高校以外は、1月19日又は20日に高校を会場として検査を実施した。受検日当日の体調不良等のため、1月25日の予備日受検となった生徒を含めて出願者全員が受検し、1月26日に合格内定通知をしている。合格発表は3月12日に、全ての合格発表を合わせて行うこととしている。一般選抜合格者とともに、発表することとしている。

5の推薦選抜についてであるが、29校58学科で実施して、851名の出願受検があった。うち761名の合格内定があった。過去の状況については以下の表のとおりである。

それでは、資料2の2をお願いする。6中高一貫教育校（連携型）特別選別では、飯南高校と吉賀高校で実施し、出願、受検した生徒は全て合格内定となっている。

7のスポーツ特別選抜では10校で実施し、37名の出願、受検があり、全員が合格内定となった。これら推薦選抜等の各学校、各学科における内定者数等は、資料2の5に一覧化している。立て置きしていただくと分かる大きめの資料である。簡単に説明するが、表を立てに見ていただくと、中ほどの欄に推薦選抜等合格内定者数という欄を設けている。この欄を縦に見ていただくと、各学校の状況が分かるようになっている。御確認いただきたい。詳細な説明は割愛させていただくが、募集定員を超えて受検のあった松江南高校・探究科学科あるいは松江商業高校、隠岐水産高校海洋システム科、隠岐島前高校普通科を

初めとして、多くの学校での高校での学びをしっかりと理解し、目的意識を明確に持った受検生が数多く集まり、選考に苦慮したとの声を各学校から聞いている。コロナ禍にあっても、各高校で地域の生徒やしまね留学を目指す県外生等に向けた丁寧な説明等がなされたこと。また中学校でしっかりした進路指導が行われたことによるものと考えている。推薦選抜等の結果についての報告は以上である。

資料2の2にお戻りいただきたい。続いて、一般選抜の出願状況について御報告する。出願期間第一志望学科への出願状況は、そこに示してあるとおりである。推薦選抜等の合格内定者を除く、募集定員に対する出願者数の割合で算出する競争率は0.86倍で、昨年度と同様となっている。

資料2の3をお願いする。一般選抜でも競争率の高い学科を高い順に10学科示している。横に昨年度の状況も示している。松江工業高校情報技術科や出雲商業高校情報処理科など、情報系が高い傾向にあり、津和野高校や隠岐水産高校海洋システム科などで、県外生の出願が多く、競争率が高いものとなっている。

3の地域内の入学定員に制限のある両校、松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校、こちらについての出願者数は表のとおりであり、制限を超えたのは松江南高校1校のみであった。

続いて、資料2の4をお願いする。今後の日程はそこに書き上げたとおりである。明日9日から、志願変更の受付期間となっている。志願変更後の出願状況については、2月18日の午後2時、教育指導課のホームページに掲載する予定である。

なお、出願状況についても、資料2の5、先ほどの縦おきのものであるが、一覧化しているので御確認いただきたい。一般選抜の出願者数の方は、表を立てにしての右側の方になっている。松江北高校の普通科と理数科、あるいは松江工業高校の各学科など、学科によって出願条件が異なる学科がある。詳細については、明日から行われる志願変更期間を経て、志願変更があり、出願者が固まった後に改めて報告させていただく。

———原案のとおり了承

報告第72号 令和2年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

○小村保健体育課長 3の1ページを御覧いただきたい。この表彰は、児童生徒が生涯を通じて体育・スポーツに親しむとともに、健康で安全な生活を営むことができる能力や態度を身に付けるなどの優れた取組を行っている学校等を表彰するものである。今回の表彰

については、学校体育の部、学校保健の部、学校歯科保健の部の3部門での表彰となった。

被表彰校とそれぞれの活動の概要については、3の2ページを御覧いただきたい。学校体育優良学校については、吉賀町立六日市小学校が表彰された。子どもたちが自ら気づき、お互いに学び合い、動きを高める体育学習を目指して、全教職員がそれぞれ体育の授業公開を行うなどの取組を通して、運動の得意な児童だけでなく、苦手な児童も運動を楽しむ態度が育ってきているということが評価された。

次に学校保健優良学校については、出雲市立荘原小学校が表彰された。よりよい自分に向かって行動する子どもを目指して、学級活動を中心とした授業実践を行い、家庭での実践に繋げ、児童の意識化、習慣化を図り、さらにPTAや地域の活動と連携した取組を行っているということが評価された。

最後、学校歯科保健優良学校については、津和野町立日原中学校が表彰された。望ましい生活習慣の育成を目指して学級活動、生徒会活動を中心に実践を行い、また、文化祭等で地域への取組の発信を積極的に行うなど、地域や保護者の積極的な関わりが連携して取組を行っていることなどが評価された。

3の1ページへお戻りいただきたい。表彰については、先般2月4日、教育委員室において行っている。

なお、学校給食、学校安全については、今回は該当がなかったということであり、今後、ぜひ活発にこういった推薦が挙がってくることを、我々も、教育委員会の中でも連携しながら、進めていきたいと思う。

○林委員 昨年が確か1部門だったと思う。今回、こうやって3部門表彰があったことは喜ばしいことであるが、先ほど課長もおっしゃったように、この学校給食や学校安全も、多分一昨年も、該当がなかったように思う。取り組まれているところもあると思うが、なかなか推薦が上がってこないというところをもう少し何かしらもっと推薦を挙げやすい工夫も必要だと思う。今後も、該当なしが多いということになると、推薦の仕方も含めての見直しの検討が必要になってくるのではないかな。

○小村保健体育課長 林委員のおっしゃるとおりであり、なぜ出てこないのか、我々も少し、聞いてみたりしているところであり、例えば学校安全に関しては避難訓練とか、防災訓練、そういったことは各学校で行っておられるが、なかなかそれが学校教育活動としての取組になっていないというところで、推薦が挙がってきにくいように聞いた。それと同時にやはり周知の方も不足しているのかもしれない。そういったところは、教育指導課の

方と連携しながら周知に努めていきたい。学校給食については、昨今、調理場が共同調理場という形になり、なかなかそれぞれの学校で特色ある取組というのが難しくなっているのではないかという御意見がある。さらにいうと、国の文科省の表彰と連動しているというところもあって、非常に衛生管理の基準が厳しいということもあるようだ。林委員がおっしゃったように、やはり食育としての取組というようなところも、そういった視点も持ちながら検討しなければいけないと思っている。来年以降考えていきたい。

○新田教育長 事務局でしっかり検討したいと思う。

○朋澤委員 推薦の仕方というか、どのような経緯で、このように学校が挙がってくるのか。

○小村保健体育課長 それぞれの表彰に要項を定めており、特色ある活動について、要項の中にいろいろな要件というのがある。そういったものを踏まえて、基本的には各市町村教育委員会、それから県立学校だと学校から直接といったような形で推薦を挙げていただくということにしている。後ほど要項をお渡しできると思うので、参考にさせていただきたい。

———原案のとおり了承

報告第 73 号 令和 2 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について (社会教育課)

○畑山社会教育課長 資料 4 ページを御覧いただきたい。この表彰は、住民等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が、他の模範と認められるものに対して文部科学大臣が表彰を行うものである。市町村教育委員会に対して推薦の依頼を行った結果、大田市より志学小・中学校地域学校協働活動 1 件の推薦があり、県の選考を経て、文部科学大臣表彰が決定した。志学小学校は児童数が 16 名、志学中学校は生徒数が 11 名の小規模校であるが、志学保育園含め同じ建物であり、保育園、小学校、中学校と地域が連携をして取り組んでいる。主な表彰理由としては、学校運営協議会において、目指す子ども像を共有し、地域全体で子どもの学びや成長に関わる体制づくりに取り組んでおられること。中学校では、学校と地域が連携し、S S T (志学最高[再考・再興]タイム)に取り組み、その活動の発表会には、地域住民が多数訪れ、活動が地域資源の再活用や特産品開発など、地域活性化への動きにも繋がっていること。小学校においてもミニ S S T として、中学校と連携した地域課題探

求学習に取り組んでいること。地域の方のボランティア登録、活動への参加も非常に多く、学校の活動や子どもたちの学びに地域全体で関わろうとする意識が高いことなどが挙げられる。表彰は、2月25日に対面とオンラインを組み合わせで開催され、大田市役所からオンラインで参加される予定となっている。

———原案のとおり了承

報告第74号 第73回全国優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 この表彰は、特に事業内容や方法に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を、各県が2団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰するものである。推薦にあたっては、地域の実情に応じた開館日数の確保や、活動内容におけるPDC Aサイクルの機能などの面で適切な運営がなされていること、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員が配置されていることなど、国の要件のほか、本県の内規として県の優良公民館表彰を受賞していることを要件としている。

今年度、本県からは、浜田市立白砂公民館、大田市立中央公民館が表彰されることとなった。浜田市立白砂公民館は、地域の特産である西条柿を学習素材として取り上げ、西条柿の紙芝居、絵本等の作成などに取り組まれ、ふるさとの資源を学ぶだけでなく、西条柿の認知度が向上し、生産者の意欲向上にも繋がっていること。浜田親子共育応援プログラムを活用し、保護者世代の声を取り入れながら、学びが循環する仕掛けづくりを行っていること。県の公民館支援事業等を積極的に活用し、地域課題の解決や住民参加の意識向上に継続的に取り組んでいること。そして、大田市立中央公民館は、中高生の活動グループ、「大田J O いんつ♪」支援に継続して取り組み、子どもたちが主体的に活動に取り組むまで導いていること、市内の他の公民館と連携した事業を展開しており、公民館のエリアを超えた取組、交流、繋がりをけん引していることなどが主な表彰理由である。表彰式は2月25日に対面とオンラインを組み合わせで開催され、両館ともオンラインでの参加予定である。

○池田委員 この公民館の表彰については、令和2年度の活動についてということであるらしいか。

○畑山社会教育課長 令和2年度だけではなく、これまでの活動を通して判断させていただいている。

○池田委員 令和2年度はどこの公民館もそうだと思うが、前半は休館とか、学び合うとか集うことがとても難しかったので、やっていたらすごいと思ったが、そうではなかったか。

○朋澤委員 先程の地域学校協働活動と今の公民館の表彰と合わせて感じたことだが、やはりその島根県で生きる子どもたちが、自分の地域を誇りに思う、また、島根県に帰ってきたいという気持ちが醸成されるのは、こういう活動にとっても影響される場所があるのではないかと思う。それぞれ表彰を受けられた方々が、これからも自信を持たれて、地域が益々活性化するような表彰になることを願っている。またこの内容を各地域、公民館等が理解されたり、知られたりすることによって、それぞれの地域の活性化に繋がっていくかと思うので、とても素晴らしい表彰内容であると聞かせていただいた。

———原案のとおり了承

報告第75号 令和2年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 資料は6の1ページをお願いします。1の優良公民館表彰は、事業内容や方法などに工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。推薦や選考にあたっては、開館日数や対象区域内住民の利用割合が高く、関係機関との連携によって、地域の実情に即した包括的な事業が展開されていることなどを要件としている。2の公民館職員表彰の方も同様であるが、市町村教育委員会から推薦があったものを県の審査委員会において選考した上で決定をしている。

優良公民館表彰、今年度は、飯南町の志々公民館と浜田市の小国公民館を表彰することとした。志々公民館では、地域住民の防災意識を高めるための取組、小国公民館では、保育園児から高齢者まで幅広い年齢層での住民の主体的な参画による取組などを積極的に行い、成果を上げられていることなどが主な表彰理由である。

2の公民館職員表彰は公民館活動の振興に顕著な功績があった職員を館長として、または主事等その他職員として、それぞれ表彰するものである。推薦や選考にあたっては、館長としては指導體制の充実や事業の効果的な実施、公民館の利用運営の改善を図ったことなどである。その他職員としては、事業計画や学習方法に創意工夫したことや、地域住民の学習意欲を喚起したことなどを要件あるいは評価項目としている。今年度は23名の方を表彰することとした。お名前や主な表彰理由は、資料6の1から5ページに記

載しており、お1人ずつの説明は割愛させていただくが、いずれも公民館活動に情熱をもって取り組まれ、功績をあげられている方々である。例年行っている表彰式は、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は実施せず、各市町村に表彰の伝達の依頼をすることとしている。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第26号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料7の1ページを御覧いただきたい。この条例改正については1の改正理由にあるように、学校の教職員定数について、児童生徒数の変動に従って、条例で定める職員の定数を定めてあるものを改正するというものである。

2に概要があるが、増減のある部分についてのみ説明をする。まず高等学校であるが、今年度末の中学校卒業見込みの生徒数が減少する見込みが出ている。これにより、来年度の新入生に対して2校においては新たな定員の減を予定している。さらに、松江市内の2校と出雲市内の6校において、一時的に1学級の定員を4人ずつ減らして36人としているので、これに伴い教員数の減を予定している。このような影響があることから教育職員を15人減としている。

続いて、特別支援学校である。来年度の児童生徒数は、今年度と比較して、高等部を中心に若干減少する見込みがある。これに伴って学級数が減となっていること、それから寄宿舎生も減少するという見込みがあり、教育職員の定数を23人減としている。さらに、小・中・義務教育学校であるが、来年度の児童生徒数は、小学校では240人程度の減少、一方中学校では約270人程度の増加が見込まれている。更に来年度は、後ほど御説明するが、少人数学級編制の基準の見直しが小学校2年生、中学3年生で行われることになっている。こういったところをトータルで見ると、学級数の減が見込まれ、教育

職員を7人減としている。

また、事務職員、技術職員の定数については、標準学級数変動することにより、法に基づく事務職員の定数が若干増加する見込みがある。これによって1人増としている。

なお、今年度末から来年度にかけての小・中学校の統合であるが、現在予定が3件ある。これらの要素も加味してこの数値を算定している。数値的には以上であるが、この数字は現時点で見込まれる児童生徒数の状況によって算出されたものであり、実際に学校に配置する教員の人数は今後確定していく。特に小・中学校においては、最終的には4月1日付の児童生徒数によって学級数が決まり、教員の人数が確定するということになっていくが、最終的にはこの数字の範囲内で確定するものと考えている。次の2ページ目以降は新旧対照表を今の数字を入れた形で作成をしている。以上のように、今回の議会で条例改正を行うということについて審議をいただきたいと思う。

○真田委員 先ほど小・中学校は、4月1日付の生徒数で決めるということをおっしゃったが、この範囲内を出ることはないか。

○木原学校企画課長 今のこちらに挙げている数字は最大限見込んで数字を出しているもので、これを超えることはないと考えている。

○新田教育長 これをもって、2月16日に開会される県議会の方の条例案として、上程するという運びになる。

———原案のとおり議決

報告第76号 令和2年度補正予算案（2月16日上程分）及び令和3年度当初予算案の概要について（関係課）

○錦織総務課長 8の1ページを御覧いただきたい。2月16日から開催する県議会において提案される予定の予算案のうち、教育委員会分の予算の概要である。議会の初日にあたる2月16日に提案する予算案は国の補正予算等に対応する2月補正予算分と、令和3年度当初予算分である。これらの予算は一体的に整理していくものであることから、以降これら予算を一体的に説明させていただく。これらの予算の公表スケジュールについては、明後日2月10日水曜日の議会で説明をした後、解禁となる予定である。

それでは、まず8の1ページ、令和2年度2月補正予算案、2月16日上程分の概要について説明する。令和2年度11月補正予算で852億円余だった予算、補正前の額になるが、この額を21億7,000万円余、補正増するものである。これは国のコロナ対策関係予

算である第3次補正予算に対応するものである。そして、今年度計上しているコロナ関係予算について、県全体で一定の財源を確保するため、一部の事業で減額補正をしたところである。

続いて8の2ページを御覧いただきたい。ここから、課別事業一覧となっている。そのうち大きな規模で予算計上させていただいているものが2点あり、これはともに後ほど各課長の方から説明申し上げるが、1点目は、教育施設課のうちの2番目、産業教育設備整備事業費。これは、国の方で農業、工業、商業などの専門高校を対象とするスマート専門高校の実現というのがある。言い換えると、今後のこれからのデジタル化社会に対応した専門教育環境の整備ということになるわけだが、今回の第3次補正を盛り込まれたところである。これに呼応する形で、今回総額で15億2,000万円余の予算計上を行ったところである。もう1点は教育指導課の2番目に掲げてある未来の創り手育成事業費である。後ほど、令和3年度当初予算分でも御説明申し上げるが、令和4年度の高校の新学習指導要領の実施に向けて、生徒1人1人の個別最適な学習を推進するため、県立高校の生徒1人1台端末整備を、学用品として個人負担により整備を行う、いわゆるBYOD方式である。国は低所得世帯向け対応の端末整備を第3次補正に盛り込んでおり、これに呼応する形で予算計上をしている。また、生徒1人1台端末整備に併せて、指導の充実を図るため、教員用端末の整備も計上しているところである。その他、これらに関係するセキュリティ対策事業も計上している。合計で4億5,000万円余の計上となっている。

続いて、8の3ページの下の方、債務負担行為、いわゆる複数年にわたって予算執行が必要となる事業について、事前に了解を得ておくための債務負担行為であるが、先ほども触れた教員用の端末整備について、向こう6年間の保守契約等の必要があることから、債務負担行為を計上しているものである。

続いて8の4ページを御覧いただきたい。繰越明許費である。歳出予算の一部で、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して支出をするものである。うち、上の表の追加分については、国の第3次補正予算に関するものを中心に、令和3年度に繰り越す予定のもの。そして下の変更分については、この9月補正予算でついた事業に係り、既に繰越計上済みとなっている教育財産維持管理費について、その後の事業進捗を加味し、追加で次年度に繰り越すものとなっている。

8の5ページをお願いします。ここからは、来年度、令和3年度当初予算案についてで

ある。まずは、教育委員会の全体の概要として、表の一番下の行になる。真ん中のところ、令和2年度当初予算額で846億円余だった予算、これが左端令和3年度当初予算額、来年度は840億円余ということで6億円余の減額、率にして0.7%の減を見込んでいる。このうち課ごとに事業費を積み上げた事業費計については、116億円余であり、前年度比で5億円余の増額である。給与費、下から2番目の行であるが、723億円余で前年度比11億円余の減額となっている。

続いて8の6ページを御覧いただきたい。債務負担行為である。複数年にまたがって執行する必要がある債務負担行為については掲げているふたつの事業でお願いしている。

1つ目は実習船管理運営費、水産実習船神海丸の維持修繕を年度を跨いだ形で実施する必要があるため計上しているものである。2つ目、図書館情報システム整備事業費、県立図書館の図書館情報システムの更新を計画している。現行システムが平成27年度納入ということで、令和4年3月までのシステムである。これを令和4年4月からのシステム稼働に合わせたリース契約を締結するための債務負担行為として必要なことから計上している。

8の7ページを御覧いただきたい。そこからは課別事業別一覧で、まずは、総務課を私の方から説明する。給与費について、全体概要をお話する。給与費は対前年度比で11億円余の減である。教育職員を含めた一般職給与費が16億5,000万円余の減。これは新規採用教員や1年期付け講師の適用単価の減、あるいは追加費用の率変更による減が要因となっている。退職手当は5億円余の増、退職者見込み増に伴うものである。このうち事業費として、教育庁管理運営費、こちらは教育庁ワークセンター職員の人件費を計上しており、来年度のところで総務課16名を予定している。以降関係課から説明させていただく。

○森山教育施設課長 教育施設課の主要事業の概要について説明する。資料の8の9ページを御覧いただきたい。

教育財産維持管理費についてであるが、2点挙げている。1点目の新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備についてだが、まず、手洗い設備の整備について、これまで、トイレとか厨房の手洗いの自動化を今年度進めてきたが、今回整備範囲の拡大をして、校舎の廊下に設置してある手洗いや寄宿舎の洗面室、あるいは校舎の職員室、保健室などについても、整備をしていく。事業費1億3,000万円を、2月補正で計上させていただいている。それから、エアコンについては、昨年度策定したエアコンの設置方針

に基づいて、特別教室や管理諸室などに計画的に整備していく。事業費 5,800 万円余を 2 月補正で前倒し計上させていただいている。

2 点目の防火設備の改修については、県立学校に整備している防火シャッターや、防火扉について、令和 3 年度から令和 7 年度までのところで、計画的に改修・更新することとしており、1 億 5,600 万円余を令和 3 年度予算に計上している。

次に 2 の産業教育施設整備事業費であるが、先ほど総務課長の方から説明があったが、専門高校等における実習設備について、国の補助事業を活用して整備を行っていく。下の図に今後の整備例を記載しているが、例えば農業学科では、環境制御装置の付いたハウスの更新、そして、工業学科では、バーチャル溶接機の新規の導入などについて検討をしている。また、ここには記載していないが、現在各学校のコンピュータ教室に設置しているコンピュータシステムについても、整備を行う予定としている。

○木原学校企画課長 8 の 11 ページを御覧いただきたい。主要事業の概要ということで、主だったところを説明する。まず、1 の児童・生徒へのサポート事業、当初予算の事業であるが、例年行っている事業を継続して行うこととしている。規模としてもほぼ今年度並みであるが、(2) の②のところにある、特別支援学級で在籍児童生徒の多い学級に配置する非常勤講師、これを今年度 50 人から 53 人に拡充をしている。2 の地域人材を活用した指導力向上事業、こちらは教育の働き方改革の推進のために、地域人材を活用していくという事業であるが、その下にあるスクールサポートスタッフ、それから県立高校の業務アシスタントの配置事業について、今年度並みの事業を行う。

8 の 12 ページを御覧いただきたい。こちらが先ほどの続きの部活動に関する人材の配置である。部活動指導者について、今年度並みと考えているが、拡充する点として、①の部活動指導員の中学校の人数を拡充する予定でいる。それから、コロナウイルス感染症対策として、今年度配置したスクールサポートスタッフや学習指導員などについては、今年度配置した人数を確保できる規模の予算を来年度当初に向けて考えるということにしている。

8 の 13 ページを御覧いただきたい。こちらは 2 月補正と当初予算を合わせた事業であるが、まず就学支援事業として就学支援金、それから就学支援の給付金、奨学のための給付金など、今年度並みのものを考えている。下のコロナウイルス感染症対策として、国の経済対策により、給付金の追加給付が措置されているので、これについて、そこに書いてあるような形で、追加給付を年度内に行うということにしている。それから最後

の学校管理運営費については、各学校が校長の判断で、コロナ対策に迅速かつ柔軟に対応できるように、感染症対策や教職員研修に充てる経費を支援するという事で予算計上をしている。

8の14ページ、少人数学級編制ということで、先ほどの教員の定数にも関係するところである。前回の会議で国が示した小学校の35人学級の実施方針を踏まえて、県の少人数学級編制の基準を変更することについて報告したが、先ほどここでお示した考え方で、来年度の当初予算を作成している。まず学年ごとの学級編制基準については、そこに挙げているとおりであるが、下に表でまとめているように、令和3年度については、小2を30人から32人、中3を35人から38人に変更をする。太枠で囲っているところについては、当初変更を予定していたが、国の制度変更を踏まえて、変更した部分である。なお、小学校1年生と2年生、中学校1年生については、少人数編制の対象になる学年において学級分割をしないという選択ができるように、常勤講師や非常勤講師を配置することも可能にすることにしている。

8の15ページであるが、これに対して国の方では、前回説明したように、法の基準で配置される教員を超えて配置される加配定数を削減することによって、今回の制度改正による必要な予算を考えている。これによって島根県への影響というのがどれほど加配定数の部分に生じるかというところは、現時点で見通せない状況であるが、

(1)にある課題解決のための加配を、当初予定していたが、こちらを課題解決・制度改正対応加配というふうに変更して、規模としては、当初予定の40人から最大60人まで対応できるように検討していくということにしている。(2)の影響緩和、(3)の弾力的運用については、計画の増の予定を考えている。最後の予算額の計上については、そこにあるように、少人数学級編制に伴う加配教員として164人。課題解決・制度改正対応加配教員数として10人を計上して予算を組んでいるところである。

○多々納教育指導課長 教育指導課関係をお願いします。8の16ページからお願いします。令和3年度当初予算額については、15億9,700万円余で、前年度に比較して2億9,900万円余の増となっている。増額の主な理由であるが、2 未来の創り手育成事業では、新たに県立高校における生徒1人1台端末に対応した環境整備を行うことによるもの。また、4 教育魅力化人づくり推進事業では、県内大学との連携強化を図る高大連携推進員の配置などの体制強化や、来年度には全ての県立高校でコンソーシアムが設置されることを見据え、高校活動費等を増額させたことによるものである。

続いて8の17ページ、主要事業の概要について説明申し上げる。1の学力育成推進事業についてである。児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進する。まず、学力定着状況を把握するため、今年度と同様に学力調査を実施する。小学5年生から中学2年生までを対象とし、実施教科は小学校が国語、算数、中学校が国語、数学、英語、また、小・中学校両方で意識調査を実施する。次に、理数教育の充実に向けて、小・中でしまね数リンピック、中・高で科学の甲子園（県予選）等、高校でスーパーサイエンスハイスクール支援事業を実施する。その他、グローバル人材育成に向けて、高校生による英語でのディベート大会の開催や、英語教育における外国語指導助手の活用を引き続き進めていく。

次に2の未来の創り手育成事業についてである。地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器も活用しながら、他者と共同して自分の考えを深める協調学習を推進していく。

(1) 主体的対話的で深い学びを実現するための授業改善プロジェクト事業では、県内小・中・高校、各5校ずつ、15校をモデル校として、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を進め、県内での波及に努めていく。

(2) 教育ICTモデル校事業では、県立高校3校をモデル校とし、協調学習情報教育等の場面や、家庭学習で有効な学習ツールの活用について研究し、県内各校への波及を図っていく。

次に、(3) 学校図書館の活用についてである。小・中学校における学校司書等の配置に対する支援については、令和2年度末をもって廃止し、令和3年度から学校図書館を拠点とした子どもたち1人1人に寄り添った支援を行う学校司書等による学びのサポート事業を実施していく。これについての詳細は後ほど説明する。(3)の②③④については、引き続き、学校図書館を活用した授業モデルの研究、12学級未満の県立高校に学校司書を配置、司書教諭の養成等に取り組んでいく。

8の18ページの(4) 教育みえる化基盤事業では、学習意欲等の非認知領域を含めて、数値等で示すことで効果等を分析できるようにシステムを構築し、より有効な教育施策に結びつけるよう努めていく。

次に(5) 県立高校における生徒1人1台端末に対応した環境整備についてであるが、生徒1人1台端末の導入を令和4年度入学生から準備を進めていく。詳細については、

この後御説明申し上げます。

続いて（６）COREハイスクール・ネットワーク構想について、中山間地域及び離島の小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワーク構築を行う事業であり、令和３年度からの実施に向けて、現在文部科学省へ申請中である。

次に３の帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業についてである。本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、平成２５年度は６６人であったが、令和元年度は１９９人、令和２年度には２３５人と増加をし続けている。日本語指導が必要な児童生徒への支援として、学校に日本語指導の支援員を配置するなど、（１）にあるように、日本語指導の充実に力を入れている市町村に対して、国の補助事業を活用し、引き続き支援していく。また、（２）について、県内の日本語指導が必要な児童生徒の多い小学校には１２人、中学校に８人の教員を加配する。さらに新規の取組として、（３）であるが、宍道高校定時制において、日本語指導が必要な生徒を受け入れるため、教員の加配や日本語指導の非常勤講師、母語等ができる日本語指導員の配置など、体制を整備していく。

８の１９ページをお願いします。県立高校における生徒１人１台端末に対応した環境整備について詳しく説明させていただく。Society5.0時代の到来など、急激な情報化が進むこの社会で、学校卒業後の子どもたちが進学先や就職先でICT機器を使うことは避けられない現状にある。そのため、それらを使いこなす力、また、数ある情報の中から、早く正しい情報を見つけ出し、活用する力や情報の真贋を見抜く力等、学校在籍中から培っていくことが大切だと考えている。令和４年度から高等学校において、年次進行により、新学習指導要領が本格実施となる。また、小・中学校は国のGIGAスクール構想により、児童生徒１人１台端末の整備が進み、県内の多くの市町村立学校でも、来年度から１人１台端末を活用した授業が始まる。端末を使った授業で学び、令和３年度末に中学校を卒業する子どもたちの学びの連続性も考慮して、高校では令和４年度入学生からの導入としたところである。整備した端末の活用について申し上げます。事業場面での導入や振り返り、小テストなどで、基礎学力や論理的思考力等の向上に役立つと考えている。また、例えば、英語のスピーキングについて、ネイティブの発音を音声で再生したり、自分の発音を録音して聞き直し、練習したりすることで、スピーキング力が高まることが期待できる。また、数学の学習で例えば関数など、数値が変わることでのグラフ変化を簡単に表すことができたり、理科の学習において実験や生物の成長等、動画やアニメーションを視聴できたりすることで、生徒の理解の深まりも期待できる。さら

に、体育等の実技教科において、運動などの状況を動画で撮影し、技能向上に役立てることなども考えられる。また、探求学習の場面でも、地域課題等を題材に調べたことをまとめ、プレゼン資料を作成して発表すること等を通して、情報活用能力や表現力、他者と協働する力や折り合いをつける力などの向上に大きく寄与するものと考えている。家庭においても、授業で学んだことの復習に活用することができる。教材をインターネット環境に置いておくことで、家庭でも何度も見返すことができ、AIドリルなどを活用することで、自分の強み、弱みにも気付くことができる。そしてそれを、次の授業で、克服していくことができる。今申し上げたような使い方、8の19ページのところに例示しているが、ごくごく一例であり、様々な教科において、様々な使い方ができると考えている。このように今まで実践してきた鉛筆やノートを使う学習方法に加え、個々に応じた最適な学びを可能とするICTを活用した学習を車の両輪として進めていくことで、島根の子どもたちに確かな学力をしっかりとつけていく。

8の20ページをお願いします。端末整備の手法について申し上げます。今回導入する端末は学校でも家庭でも自分の物として責任を持って使うことが、生徒の社会的スキルの育成にも繋がり、社会に出る前に安全な使い方も学んで欲しいと考えているため、学校推奨の仕様を定め、学用品として個人負担により準備いただくこととしている。ただ、端末は決して安いものではないので、購入にあたっての支援策を考えている。まずは、個人負担による調達が難しい場合における貸し出し用端末を準備する。保護者の所得等一定の要件を設けた上で、希望者に貸し出すことを想定している。また、個人負担により調達いただく場合においても、付属品を含む端末の購入金額の3分の1相当を県の方で負担し、負担の軽減を図っていく。加えて希望者には、無利子の奨学金制度の創設を考えている。県負担額を除いた個人負担部分については、そのこの図にあるとおりであるが、在学期間中に分割で支払うイメージでとらえていただければと思っている。令和4年度入学生からの導入に向けて、令和3年度は準備期間とし、高校入学に向けた学校説明会等を活用して、対象となる中学生や保護者の皆さんに、また市町村や中学校等への周知等を進めていく。ICT端末を使った授業を実施していくためには、教材作成等のための教員用端末も必要であるため、整備を進めていく。また、安心して授業で使うための端末の学校のネットワーク接続に係る環境整備とか、教員の研修のための環境整備なども実施していく。ハード面の整備に加え、ヘルプデスクの設置を継続するなど、負担軽減を図りながら、研修の強化等により、教員の指導力向上にもしっかりと取り組んでいき

たいと考えている。

8の21ページをお願いします。学校司書等による学びのサポート事業について説明する。年度当初から準備を進めてきた学校司書等による学びのサポート事業であるが、いよいよ来年度からのスタートとなる。事業概要は、これまで何度か御報告してきたとおりで、人のいる学校図書館という現行制度の趣旨を担保しつつ、新たに学校図書館を拠点とした子どもたち1人1人に寄り添う業務も担う学びのサポーター等、学校司書の基礎的な業務を担う学校司書等を配置する市町村を支援していく。学校司書等の基礎的な業務内容に加え、新たに設ける学びのサポーターには、学校図書館を拠点として、そこに关わりを求めてくる児童、生徒1人1人に対し、本を介した心の居場所づくりや知識や考えを広げる図書の紹介など、司書としてのスキルを十分生かして寄り添っていただき、子どもたちの学びや成長を支援していただきたいと考えている。そうした業務の違いから、補助対象時間や、市町村への補助率にも違いを設けているところである。

8の22ページをお願いします。今年度は事業開始に向けた準備期間と位置付け、養成研修を実施している。学校司書の皆様が不安なく学びのサポーターに移行していただけるよう、8月、1月、2月の計3回の養成研修を計画し、現在2回まで終えたところである。8月には、学びのサポーターの業務について説明し、1月には、教育相談の考え方を基盤とした支援を要する子どもたちへの理解と関わりについて研修を深めていただいた。非常に好評であった。第3回の研修では、子どもたちに寄り添った支援を実際に行っておられる松江市の学校司書3名の方に、先進事例を紹介していただくこととしている。また、事業の理解促進を図るため、小・中学校等の学校長への情報提供はもちろんのこと、教育情報誌による周知等に努めている。学校司書だけでなく、教職員にも事業をしっかりと理解いただき、より一層、学校図書館が子どもたちの豊かな学びと健やかな成長につながる機能を持つことができるよう市町村を支援していく。今後の事業の円滑な実施に向け、引き続き市町村教育委員会、各学校に丁寧な説明を心がけていく。

○江角地域教育推進室長 8の23ページを御覧いただきたい。地域教育推進室関係の説明をする。2件ある。

まず1の教育魅力化人づくり推進事業である。本事業は、学校と地域が協働し、教育の魅力化を総合的に推進する事業である。(1)は学校と地域の共存体制、いわゆる高校魅力化コンソーシアムの運営を支援するものである。これは魅力化を進める上での学びの基盤、土台を組織化するための事業であり、具体的には、①の運営経費の支援や、

②のコンソーシアムの総合調整を行う運営マネージャーの人件費等を支援するものである。高校魅力化コンソーシアムについては、今年度末で25校が完成する予定である。来年度には、全ての県立高校35校で完成する予定である。(2)は、先程のコンソーシアムで組織化された基盤の上で、地域資源を活用しながら、特色ある教育活動を行うための経費である。高校分については、①の地域と連携した探究学習、インターンシップ等の支援や、②では大学や企業と連携した先駆的な取組を支援していく。小・中学校分については③④により、ふるさと教育の取組をこれまで以上に支援することとしている。

(3)は県立高校のさらなる魅力化を進めるための体制面等の強化になる。新しい試みを御紹介させていただく。④県内の大学を希望する者の進路実現を図るため、松江・出雲・石見エリアに高大連携推進員を配置する。この高大連携推進員は、県内両大学でも精力的に実施されている総合型・推薦型選抜について専門的な指導や情報提供を行うものであり、生徒の教育活動や学校の進路指導などを強力にバックアップしていくものである。⑤はこれまで以上に教育現場に民間が持つ教育リソースを呼び込んでいくため、その推進役、調整役として教育魅力化推進員を新たに配置することとしている。

次に2の幼児教育総合推進事業である。島根県幼児教育センターが平成30年度に開業して、来年度は4年目に突入する。下の表にあるが、来年度も引き続き、本庁・地方機関が一体となって県全体の幼児教育の質の向上に努める。新しい取組としては、(3)幼稚園のICT化に対する支援を行う。これは、新たな国庫補助事業が立ち上がることから、これを活用して幼稚園のWi-Fi環境やパソコンの端末整備を図り、例えば各園が月に1回程度行っている保育参観等のオンライン配信等を行っていく予定にしている。

○塚田子ども安全支援室長 子ども安全支援室関係について説明する。8の24を御覧いただきたい。(1)悩みの相談事業、いわゆる教育相談の体制を整えるものである。子ども、保護者、あるいは教職員の悩み等に対応するものである。①スクールカウンセラーの配置、これは公立の小・中学校、県立学校全ての学校に対して、スクールカウンセラーを配置する。②スクールソーシャルワーカー、これは松江市を除く18の市町村に委託をしている。県立学校については、子ども安全支援室の方で直轄して活用していく。③子どもと親の相談員の配置、これは不登校等がみられる小学校30校に配置する。④教育相談員の配置、これは県立の宍道高校、浜田高校の定時制・通信制、掛合分校に配置をしている。⑤いじめ、不登校等に関する相談窓口、これは教育センターで、来所、電話相談について対応している。⑥今年度から始めたが、SNSによるLINEによる相

談である。来年度は4月から3月まで新たに期間を延ばして実施することとしている。

⑦「こころ・発達」教育相談、こちらの方は若松分校、こころの医療センターの横にあるが、若松分校内において、来所あるいは電話による教育相談を行っている。（2）生徒指導体制充実強化事業、これは校内における生徒指導の体制をよりよくしていくための事業である。アンケートQUというものがあり、アンケートを取り、子どもたちの悩みを客観的にとらえていくもので、年2回アンケートを取ることによって、子どもたちがどう変化をしていったかというところを得て、教育に活かすものである。②いじめ等アドバイザーということで、弁護士、臨床心理士の外部人材を10名こちらでお願いをしていって、生徒指導上の課題についてアドバイスをしていただくこととしている。

（3）不登校対策推進事業、①これは10の市町にある教育支援センター、適応指導教育というような言い方をするが、そちらへの補助、運営等の支援をしていく。②連絡調整員の活用、これは中学校卒業生や、高校中退生で引きこもり等が懸念される者に対して、連絡調整員、これは宍道高校、浜田高校を拠点に4名いらっしゃるが、活用して進学あるいは就職等のつなぎをお世話していただく制度である。③居場所・絆がある学校づくり研修の実施、これは未然防止として、魅力ある学校をどう作っていくかということで、松江と浜田2会場で研修を行っている。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援教育課の主要事業を、8の25ページで説明する。

1 インクルーシブ教育システム構築事業であるが、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていく。（1）発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業は、特別支援学校のセンター的機能や教育事務所に配置している特別支援教育支援専任教員、これを活用して、小・中学校等への相談支援を強化する。（2）高等学校、特別支援教育充実事業は、県立高校における通級による指導を拡充し、従来の自校通級に加え、巡回指導を行う拠点校方式を導入する。来年度は出雲高校、浜田高校を拠点校とする。また、合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置したいと思う。（3）切れ目ない支援体制整備事業であるが、就学前から就労まで1人1人の教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制を構築するため、関係機関と連携しながら、個別の教育支援計画の作成と、活用及び引き継ぎ体制を充実していく。（4）特別支援学校機能向上事業だが、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やICTを活用した学びを推進し、訪問教育など、遠隔授業により学習保証を行う。また、来年度、松江ろう学校幼稚部に医療的ケアの必要な幼児が入学するために、学校看護師を新たに配置する。（5）盲学校幼

稚部開設事業は、来年度、盲学校幼稚部を設置して、専門的支援を充実する。

次に、2 特別支援学校職業教育・就業支援事業だが、特別支援学校高等部生徒の進路先の確保や、就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進するために、特別支援学校に進路指導代替非常勤講師を配置する。

○小村保健体育課長 それでは8の27ページを御覧いただきたい。令和3年度の当初予算についてであるが、令和3年度当初予算1億845万円余である。令和2年度と比較して、667万円余の増である。

大きな内容としては5の健康教育推進事業費の中で、保健室をサポートする人材の配置などが約400万円余。6の児童・生徒の健康管理実施事業、これは健康診断において、コロナ対策ということでの保健衛生費といったところが増額の要因である。

8の28ページ、主要事業の概要である。まず1番目、子どもの体力向上支援事業だが、(1)について、昨年度から引き続き、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント事業を実施する。令和2年度は県内7校の小・中学校を推進校として、オリンピック、パラリンピアンを招いての講演や競技種目の体験などを実施した。令和3年度においても、引き続き児童生徒にオリンピック・パラリンピックの理念を学ぶ機会や、学校における体育活動の充実に資する取組を実施する。

1の(2)未就学児の体力向上推進事業については、幼稚園、保育所、認定こども園等へ子どもの運動遊びに係る専門指導者を派遣する。子どもたちが体を動かす機会を提供し、運動習慣の定着につなげたり教員・保育士の指導力向上を支援する。(3)体力向上のための調査研究事業であるが、学校の体力テスト結果を分析した「しまねっ子！元気アップレポート」を作成し、学校現場と一体となった体力づくりに取り組んでいく。

2 食育推進事業である。食育推進事業については、引き続き食育用副教材「食の学習ノート」の作成、栄養教諭等への研修会を実施する。「食の学習ノート」については、来年度から農林水産部と連携をして、県産農林水産物や「美味しまね認証」についての内容も追加をしていきたいと思う。こういった取組を通じて、ふるさとの食材に関わる生産者への関心等をあわせて喚起する食育の推進や、望ましい食習慣の確立に関する啓発を実施する。

次に3 健康教育推進事業である。健康教育推進事業については、「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」を策定しており、それに基づいた取組を実施していく。養護教諭研修については、新規採用の養護教諭も研修により適切に支援していく。

2番目、がん教育総合支援事業については、来年度から、中学校の保健体育で、がん教育の本格的実施されることになる。そういった中で円滑に、がん教育が実施されるよう、来年度の「島根県がん教育の手引き」というものを作成して、がんの予防、適切な生活習慣の定着、がん検診の啓発を行う授業などを計画していきたい。

3番目、保健室サポートスタッフの配置については、新型コロナウイルス感染症対策で業務が増加している養護教諭の負担軽減のために、今年度補正で予算をつけているが、来年度当初から保健室サポートスタッフの配置をする予算を確保したいと思っている。保健だよりの印刷製本とか、児童生徒の健康診断、事務補助等を担ってもらうことを考えている。今後、県内の大学などと連携して人材確保に努める。

○畑山社会教育課長 社会教育課分についてお知らせする。こちらの方は、資料8の29ページであるが、主要なものについて8の30ページで説明する。

まず、令和2年度2月補正予算案であるが、1の図書館事業である。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、在宅時間の増加に伴う読書ニーズに対応するために、県立図書館の機能充実を図るものである。県立図書館では現在貸し出しの上限冊数を10冊から15冊に、上限期間を2週間から3週間に変更しているが、このたびの補正予算では、図書館の図書の実質及びそれに伴う書架の整備として、3,500万円余の予算計上を行う。なお、同額を明許繰越として計上している。

続いて、令和3年度当初予算案であるが、2ふるさと人づくり推進事業は、島根の次の世代を担う「人材の育成」「人の還流づくり」や、公民館を核とした社会教育による人づくり機能の強化を図るもので、令和2年度からの新規事業である。このふるさと活動は、学校での学びを地域の中で主体的に実践することで、学びを深め、更なる学習意欲へとつなげ、子どもたちが学校・校区の枠を超えて、主体的、継続的に取り組む地域活動の実施とそのサポート体制を含めたモデルづくりである。また、大学生と若者の地域活動も合わせ、高校を卒業して、進学や就職により、育った地域を離れることがあっても、地域に関わり続けられるような仕組みを作っていくものである。そして地域の子どもたちの活動を支え、関わることで世代を超えて繋がり、ともに気づき学び、次の行動に繋げる、こうした今の大人たちの人づくりも併せて進めることとしている。こうした人づくりの基盤となる公民館等を始めとした市町村の社会教育の機能強化も併せて行っている。(1)のモデルづくりは、令和2年度から川本町、益田市、津和野町、吉賀町の4市町が取り組まれているが、西部に偏りがあったため、県東部へ新たに1市町村

を増やし、5市町村とする予定にしている。(2)市町村の体制・機能の強化については、令和2年度は、安来市、川本町、邑南町、益田市、吉賀町、海士町、隠岐の島町の7市町村から、来年度は12市町村に増やしていき、(3)の人員配置に係る支援を現在3市町から6市町村に増やせるよう、1,700万円余を予算計上している。

3の社会教育士確保・養成事業であるが、社会教育士は、学校や地域での人づくりや、学校と地域の連携において、今後さらにこの役割が期待されるところであり、令和2年度に島根大学と連携し、ICTを活用した総合型の遠隔講義を取り入れた社会教育主事講習を開設した。新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、30名の募集に対し全国から67名の応募があった。島根県内からも31名の応募があり、22名の方が受講された。引き続き島根大学等、関係機関と連携し、社会教育主事の確保のために、社会教育主事講習等の受講機会を充実させていく。また、(3)にあるとおり、社会教育士等の資質向上を図る研修を行い、併せて、日頃から社会教育士同志での情報交換や、学びあえるネットワークを構築していく。予算は594万4,000円を計上している。

○江角人権同和教育課長 人権同和教育課からは、令和3年度からの新しい取組について御説明する。資料8の32ページをお願いする。本県においては、昨年度、子どもの人権対策に係る取組のひとつとして、子どもの生活実態調査を実施したが、これにより、例えば生活困難層の児童生徒は放課後子どもだけで過ごす時間が他の児童生徒より長い、あるいは無料の学習支援のニーズは生活困難層が高い、さらには生活困難層の家庭ほど生徒保護者とも進学希望が弱いといったような、子どもたちをめぐる貧困の実態が明らかになった。こうした貧困をはじめとする子どもたちを取り巻く困難の実態の複雑化、多様化に対応するため、令和3年度より、福祉との連携推進や教職員の福祉に対する理解、実践力の向上を図るための3つの新たな取組を始める。

1つ目は、1 進路保障推進事業の(1)学習支援事業である。これは島根創生計画の中に位置付けられた子どもの居場所創出等支援事業の一端を担うもので、子どものセーフティネットの充実の一環として、子どもの居場所における学習支援を進める市町村に対して、お手元の資料にあるような事業スキームで支援を行うものである。令和3年度については、2団体の実施を想定している。

2つ目は、(2)学校・福祉連携モデル事業である。不登校対策や家庭支援において、SSW等の福祉の専門家を活用することは非常に有効であることが明らかだが、本事業は、学校と福祉が連携することによってどのような効果が期待できるのか、そうした成

果を検証するとともに、更に連携を進めていく上ではどのようなことが問題になってくるのか、そうした課題を抽出して、今後の活用をさらに進めるための具体策を実証的に研究するものである。令和3年度においては、県立学校1校を指定、また1市町村に委託して研究を進める予定にしている。

最後の3つ目は、2の教職員の福祉に対する理解を促進し、実践力の向上を図るための研修の実施である。令和3年度より島根県教育センターの能力開発研修として、子ども支援実践講座を新設し、年1回実施する予定にしている。

○萩文化財課長 文化財課については、8の33ページを御覧いただきたい。網掛け部分、前年度比の事業費については2億円余の減となっているが、主な理由としては、1 島根の歴史文化活用推進事業は特別展出雲と大和の関連事業の終了によるもの、2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、大田市が実施する遺跡整備事業費への支援の減によるものである。それから8 埋蔵文化財調査センター事業については、国事業に伴う発掘調査費の減によるものである。

次に8の34ページを御覧いただきたい。主要事業の概要についてである。1 島根の歴史文化活用推進事業については、島根の歴史文化遺産の認知度向上や理解の促進を図り、交流人口の増加などにつなげることを目的とするものである。事業については、

(1) から(4)までのとおり、島根の古代から近世に至る多様な歴史文化や県内の日本遺産、古代歴史文化などに関するイベントや、オンライン配信を併用した講座等を観光部局や県外事務所などとも連携して開催し、県内外に向け、島根の歴史文化の魅力を情報発信していく。

続いて2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、世界遺産石見銀山遺跡の適切な管理と未来への継承を目的としており、(1) から(3)にあるとおり、様々な調査研究事業、あるいは大田市の遺跡整備事業への支援、国内外に向けた情報発信などを行うことで、石見銀山の価値や魅力の磨き上げと認知度の向上に努める。このうち(3)の情報発信事業では、オンライン配信を併用した、世界遺産講座の開催や、世界遺産センターでの研究成果のわかり易い展示、楽しみながら理解を深めることのできる動画配信などにより、一般県民の皆様にもわかりやすく興味を持ってもらえるような情報発信に取り組んでいく。

○新田教育長 主要事業を中心に、各課長から説明をした。冒頭にあったように、今年度2年度の補正予算、そして、3年度来年度の当初予算案、関連するので、合わせた形

で説明をさせていただいている。

○真田委員 事前にちょっと説明をしていただいたときに、主幹教諭を全校普通科に配置をするという説明を受けたが、それはどこにあるか。

○多々納教育指導課長 主幹教諭の配置については、新学習指導要領で求められる資質・能力の育成に関わるもので、現在離島・中山間地域を中心に、小中規模校を中心に12名配置がすんでいる。令和3年度には更に普通科校にプラス6校の配置を考えており、合計21校が島根県内の普通科校としてあるが、残る3校については令和4年度のところでという計画で進めているところである。

○真田委員 学力ということでは言われたが、専門高校への配置というのは考えないのか。

○多々納教育指導課長 当初、主幹教諭の配置目的については、魅力化の推進役というところが大きなミッションであった。併せて指導要領の改訂を見据えて、主体的・対話的で深い学びの推進役にもなっていたらいいというところ。もうひとつは、今年度のミッションとしてお願いしていたことは、大学入試改革等への対応というのもお願いしており、これが3つのミッションであった。今回の拡充については、その3つの中でも、特に3点目の大学入試改革への対応というところに強く重点をおいて、そちらに対応を十分に果たしていただけるというところ、特に校内体制作りであるが、これをお願いするところである。専門高校と普通科高校との違いをここであえて申し上げるつもりはないが、専門高校は御存じのように、各科ごとに構成されており、学科長とか、いろいろな校内体制というものも普通科高校にはない部分である。また地域との、あるいは企業との関係性も従来から非常に濃密に築いていただいております。そちらへの支援体制というところは一定のところで行われているのではないかと、考えたところである。一方、普通科高校については、これから社会に開かれた教育課程というところが打ち出されている中で、若干開かれていないというか、学校の中で何とかしようという向きが強いところがあった。特に進学というところにおいて、なかなかそこまで大学と密接な関係性を築くことにも手が回らないというところもあった。そうした人員配置的なところも踏まえて、普通科高校に今回配置するものである。ただ、いつまでもというわけには、おそらくいかないものと思っているので、令和4年度進学習指導要領の生徒たちが進学していくのであれば、令和6年度あたりになろうと思っている。そういったところまで、しっかり見据えて、いかに大学との連携を通じて、子どもたちの進路実現を図ることができるのかというところにミッションをおいてもらいたいと思っていることで

ある。

○真田委員 わかった。

○新田教育長 主幹教諭というのは、国が規定はしているが、必要だといいながら、財源措置自体を国が保証してくれているというのがない。国の財源措置という意味では、特段にない中で、必要な教員ということで、今指導課長が申しあげたとおりである。専門高校も、おそらくニーズとしてはあるだろうが、各学科の科長がおられて、そういったところで、準管理職的な、学科ごとに取りまとめていくというところでは一定程度、人的な措置があると見ることができるというところで悩ましかったが、一方では予算自体の節減等、特に人員配置については厳しい判断を一方で行っている。

○真田委員 主幹教諭の配置はぜひ広がるといいと思う。合わせて業務アシスタントは、随分要望が強くて、人数的には、令和2年度、3年度と人数的に変わらないというところ。限られた予算の中で、現場のニーズをかなえてあげられないというところが、つらい。事務局の方も随分苦労されてはいると思うが、また、いろいろ補正等を行って、そういうのを付けていただいたらいいと思う。よろしく願います。

○林委員 8の19と20ページ、令和4年度の入学生から順次BYOD方式でやる中で、端末整備についても支援をしていくが。運用に関してはヘルプデスクのみか。令和4年度の初めてにあたって、最初からすぐに効率的にというのは無理にしても、かなり初めて携わる先生方もいらっしゃる。かなり不安というか、どういった形で活用できるかと、かなり先生によって差が出ると思うが、その点はどのようにお考えか。

○多々納教育指導課長 今のところ、財政的な措置としてはっきり申し上げられるのはヘルプデスクの設置を継続的に設けて、いつでも問い合わせに対応できる形が必要であろうというところでヘルプデスクは、設けたいと思っている。一方で林委員がおっしゃるとおり、各学校レベルで、困ったときにしっかり現地で対応してくれる人というの必要であろうとは思っているが、必ず1人ずつ必要かどうか、いろいろな判断も付きまとうと思っている。今ICT教育モデル校というのを3校設置しており、そちらには、外部人材に関わっていただいている。そういったものを3年度のところで、有効性等、しっかり見定めながら、必要であれば、考えていくという形になろうと思う。一方で、コンソーシアムというのが、各学校あるいは地域に置かれている。コンソーシアムの中には、必ずではないが、IT人材に関わるような方もおられると承知している。そういった方々からの支援というの、一定、地域力として関わっていただくという要素もあ

ろうと思っている。いずれにしても、令和4年度からのスタートであるので、令和3年度の中で、しっかりと検討は進めていきたいと思っている。

○林委員 ぜひこの令和3年度が準備期間になると思うので、有効なものになればと思う。よろしく願います。

○河上委員 8の17ページ、教育指導課関係で、1 学力育成推進事業（4）のところ、外国語教育における授業改善について伺います。外国語指導助手の活用ということで、コロナの影響により、海外からの外国語指導助手の招致が今、大変難しい状況ではないかと思うが、県内の状況について教えていただきたいと思う。不足なく配置ができているのか、教えていただきたい。

○多々納教育指導課長 県立学校分についてお伝えする。実際に河上委員御指摘のとおり、海外にいったん帰ってもう帰ってこられなくなったとか、もともと来る予定であったがこられなかったとか、そういうALT（外国指導助手）が存在する。実際に3名、不足分が生じている。ただ、こちらについては、JETというところとの連携をしながら進めている事業でもあり、思いどおりにあてがっていただけるといほどのものではない。現状を申し上げますと、その3校の空白の部分については、現在配置させていただいている他校のALTの方に重ねて、合わせて行っていただくというのを、学校の理解も得ながら、また御本人の理解も得ながら進めているところである。ただ、こうした体制がいつまでも続くというのは、かなり疲弊を伴うと思っているので、願うのはもちろんコロナの収束で、そういう方々、来たいと思ってらっしゃる方、来ていただける方がしっかり来ていただくことが一番であるが、仮にそれがかなわない時期があれば、今のような形、あるいはJETの体制にもう少し願います等々も進めて行くしかないと考えている。

○林委員 人権同和教育の8の32、1進路保障推進事業の（2）だが、県立学校1校、自治体が1市町村ということで、これはもうすでに決まっているか。

○江角人権同和教育課長 県立学校については松江南高校、市町村については美郷町に手を挙げていただいている。

○池田委員 同じく8の32の子どもの居場所創出等支援事業だが、子どもの居場所について、教育委員会では放課後子ども教室などもあるが、県が創生事業で進めようとしている放課後児童クラブなどとの関連はどうなっているか。

○江角人権同和教育課長 御指摘のとおり、放課後児童クラブがある。ただ、先ほど申し

上げたように、放課後児童クラブが終わった後の状態、例えばひとり親世帯のお子さんとか、やはり家に帰って1人の状態、子どもだけの状態というお子さんがいる。そこを踏まえて、放課後児童クラブや児童教室で連携を図られているが、まだそれでは十分ではない。単純にひとつの時間を延長するだけではなくて、複数のもの、例えば5時まで終わるものとは別に7時から始まるなど民間の力を活用しながら、立ち上げていって、選択肢を増やすということは必要だと考えている。それに取り組んでいただける市町村、例えば子ども食堂であれば、健康福祉部が主体になって支援していこうというのは、この子どもの居場所創出支援事業全体になる。その中で私どもの方では、特に学習支援に取り組んでいただけたところを、応援していこうという趣旨の事業である。

○池田委員 中学校の指導要領が変わって、介護についての理解を深めようという意味で、介護職員が中学校に出向いて行ってといったことが今年度から始まっているが、そのあたりのことは何かあるか。

○江角人権同和教育課長 支援が必要なお子さんの中で、ヤングケアラー等の問題もあるので、介護についての理解等は当然進めなくてはいけないことだと思うが、私どもの事業の中では、まだそここのところを検討していないので、今後検討させていただく。

○池田委員 8の23ページ、がん教育総合支援事業は令和3年度からということだが、これは具体的には、どういう進め方をされるのか。

○小村保健体育課長 学習指導要領が改定されたということで、令和3年度から中学校で本格実施ということになっているが、具体的には、保健体育科の授業の中でがんに対する理解や、がんの原因、そういったところを保健体育科の中でやっていく。それに関連して今我々で取り組んでいるのは、そういうモデル校など、そういったところを指定させていただいて、がん教育に関する知見を積んでいくというのを、昨年度から今年度にかけて行っている。専門家、医療関係者やがん経験者の方に講師になっていただいて、授業の中で保健体育に限らず、総合的な時間といった授業の中でも、がん教育を外部の方にも御協力いただきながら行っていく。今、知見を積んでいるところなので、また来年度、それを少しまとめた形で、手引きといったようなものができればと考えている。

○朋澤委員 8の18ページの(6)COREハイスクール・ネットワーク構想という新規事業は、具体的にはどのような事業か。

○多々納教育指導課長 これは、国の新規事業であり、今、応募期間となっている。先ほど申し上げたとおり、島根県教育委員会として1事業を申請中である。離島や中山間

地域、小さな学校には、なかなか教員が配置しにくいときもある。島根県教育委員会としてはしっかり配置していこうと努めているところであるが、全国的に見てなかなか配置がかなわないというようなところもある。たとえば北海道とか、そういうところは文部科学省でも課題感をもっておられる。島根県としてもなかなか配置がかなわない教科が、子どもたちの進路実現に非常に欠かせないとか、大切だということがあろうと考えている。そうした学校に対して、この遠隔教育、ネットワークを使って、大きな学校から授業を配信して、小さな学校では、それを見て授業としてカウントしていただける。そういうことを研究的に行っていく事業である。ただしそれだけではなく、たとえば大学との連携に役立てたり、地域とあるいは小・中学校との関係性にそうしたシステムを有効に活用したりというところをひっくるめて、それぞれの学校で学ぶ子どもたちが、その学校で学ぶことができる範囲を広げていくというようなタイプのものである。

○新田教育長 冒頭に総務課長が申し上げたとおり、今回は非公開でやっている。予算案自体が2月10日に報道解禁ということで、だいたい昼のニュースぐらいから報道解禁という流れになるが、それまでは部外秘扱いで、まだ公表する時期にないということで、今回非公開で報告させていただいている。

———原案のとおり了承

報告第77号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務課）

○錦織総務課長 条例における新型コロナウイルス感染症の定義にあたって、人事院規則に準拠しているが、この準拠している人事院規則が、令和2年11月27日に改正されたことを踏まえ、所要の改正を行う必要があるということで改正されるものである。いわゆるこのコロナ特勤条例については、8月21日の教育委員会会議において報告し、9月の定例議会において議決いただいているということである。その際にも報告したが、こうした条例は知事部局及び警察本部も定めており、いずれも今回同じ部分について一部改正するものである。具体的に言うと9の2ページを御覧いただきたい。新旧対照表である。下線部のとおり、政令名を記載していた部分について、政令の中で定義されている感染症の文言を、そのまま条例の中に規定するように改正するものである。人事院規則のほうもそのような定義の仕方に変えたことから、同じような形での改正をするも

のである。今回の改正については、御説明したとおり、条例における新型コロナウイルス感染症の定義の仕方を変えるものであり、支給要件や支給対象などは一切影響はない。ちなみにこの条例は昨年度の2月にさかのぼって適用しているわけだが、実際にこの条例に基づく手当の支給があったかどうかについて報告すると、昨年4月に松江市内の県立高校で発生した際の、教職員による消毒作業について支給させていただいている。また、先般、益田市内の中学校において感染者が発生した際の、中学校の教職員による消毒作業に対する手当の支給についても、現在支給を行う方向で事務手続きをしているところである。参考までに申し添える。

○新田教育長 感染症の定義に係る規定のみの改正ということである。

○真田委員 中華人民共和国から人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るということになってくると、オーストラリアとか、南アフリカとか、イギリスとか、このあたりのものが今日本で出てきたらどうなるのか。準じてできるのか。

○錦織総務課長 知事部局に確認したところ、令和2年1月に中華人民共和国から報告されたウイルスに由来する変異株は、政令第1条に規定するコロナウイルスに含まれるという見解を示しており、手当支給の対象となる。

———原案のとおり了承

報告第78号 令和3年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

———原案のとおり了承

報告第79号 令和3年度島根県公立高等学校一般入学者選抜学力検査特例追試験の実施について（教育指導課）

———原案のとおり了承

報告第80号 島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 資料12の1ページをお願いします。この条例は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより、心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的に、出雲市に県立青少年の家、江津市に県立少年自然の家を設置すること、そしてこの両施設の利用や使用の許可、使用料、開所の日時、指定

管理の業務など、施設の管理に必要な事項について定めている条例である。このたびの一部改正は、青少年の家のグラウンドの使用料を新たに定めるものである。

1の改正理由だが、これまで青少年の家のグラウンドは、青少年の家が主催する研修や、受け入れ研修のうち青少年の家が指導・支援を行う研修において、そのプログラムの一環としてグラウンドを使用することが多く、利用者が主体的に行う研修でのグラウンド使用には一定の制限があることから、使用料を設定した貸し出しは行っていなかった。近年では主催研修等の使用頻度が少なくなる一方で、サッカー等の自主研修への貸し出し要望が増えている状況である。また、令和元年度の包括外部監査において、グラウンドの有料化についても意見が付され、対応が求められている。こうした状況を鑑み、グラウンド使用料を設定した上で、自主研修でのグラウンド利用を広く受け入れ、青少年の家の利用促進を図ることとした。

2の改正内容だが、対象となるグラウンド使用は、宿泊使用以外のグラウンド使用である。これは宿泊での使用の場合は、県内者の場合は1,060円、県外者の場合は1,600円、1人1泊でもこの使用料のみとすることとなっており、施設設備ごとの使用料の納付は必要ないためである。今回使用する使用料の額は、土地の評価額や使用許可面積等から積算し、1時間につき470円となる。新旧対照表は資料12の2ページのとおりである。

3のグラウンドの年間利用見込み及び収入見込みであるが、令和元年度の利用実績から102時間の使用時間、4万7,940円の収入を見込んでいる。施行は本年4月1日からである。

○真田委員 県立高校が使うような場合、割引は考えておられないか。グラウンドが芝生化となってサッカーで使いたい、練習試合や大会で使いたいという学校もあるのではないかと思うが。県の施設なので、たとえばカミアリーナなどは割引があると思うが。

○畑山社会教育課長 使用料については、先ほど御紹介した宿泊の利用の場合は、高校生以下は無料になっているが、それ以外、日帰りでの貸し出しの場合は無料にするという規定はないので、高校生であっても団体として、使用料がかかってくるということになる。といっても、宿泊の場合は、1人1泊いくらなので1人の個人負担ということで、高校生以下の場合は無料である。団体で利用する場合は、今の設定では、高校生以下1人ごとのような、そういう規定がないという状況である。

○真田委員 1時間につき470円。

○畑山社会教育課長 これは1人がではなく、その団体全体で470円という料金がかかっているということになる。

○真田委員 芝生になって、これから宣伝されるときに、減免を考えてあげると使いやすいと思う。

○畑山社会教育課長 現行制度でいうと、そうした減免について可能なかどうかということについては、一方で外部監査の方でも、受益者負担ということも出ており、それも含めて検討させていただきたいと思う。

○真田委員 使用料についても調べられて、470円という安さという感じはするが、たとえば一般社会人が使うとき、松江FCが使うときと、高校生が使うときと、当然違っていいと思う。1泊される方はどうぞというのはもちろんいいと思うが、逆に体育館とか、いい施設もあるので、そういう施設を開放されるということも考えられて、料金に差があってもいいのではないかなと思う。松江市総合体育館は、中学校が使うときには、ものすごく安い。そのかわり高校生が使うときは高い。受益者負担って言われるのであればその辺も考えられていいのではないかな。一律470円でなくても。

○畑山社会教育課長 料金差について、先ほど申し上げたように、日帰りの場合はなくて宿泊の場合はあるということ、宿泊の場合は高校生以下無料、料金を取っていないが日帰りの場合は取っている、この違いはなんだろうかというときに、受益者負担ということで1人の負担なのか、団体としていただいているかの違いなのかなという形で、私は理解していた。

○真田委員 それは泊まるので、その付属施設はどうお使いくださいと、1泊いくらで取っていると思う。

○畑山社会教育課長 1人1泊の場合に料金を取らないというのは、施設ごとの料金が高校生は無料ということではなく、その1泊いくらの料金自体が、高校生以下は無料ということである。時間利用の場合、それは団体としての申込なので、個々の負担ではないので取っているという整理になっている。

○真田委員 ひとつは受益者負担を求めましょう。自主研修なら泊まって、いろいろ僕らも何回も利用さしてもらったが、泊まっていろいろ研修をして、生徒会活動なんかで泊まって、いろいろやらしてもらったときには、1泊いくらということで、安く泊めていただいている。だんだん利用者が少なくなってきた、何とか改善しようということで、多分グラウンドを開放して利用していただこうと、その中で受益者負担をしていく、1

チーム1時間いくら取りましようということ。たとえば松江北高校サッカー一部が使う場合も1時間470円、松江フットボールの人がサッカーの研修をしてみると言って申し込まれても多分大丈夫と思うが、それでも470円。それはちょっと受益者負担ってということにはならない。他の施設だったら差がついているのではないか。私立であっても。

○畑山社会教育課長 ちょっとその辺を確認してみる。いろいろ情報収集させていただくが、個人の場合は、その対象は、申込者が高校生、中学生、大人なのか、これはもう明確だが、団体の場合で、大人も子どもも混じった場合もあると思うし、団体の場合に、そういう減額があるかどうかというもの含めて、検討させていただければと思う。

○真田委員 せっかくだから差をつけてもいいのではないかという気はするが。

○新田教育長 今回はこうやってグラウンドの話だが、施設利用自体が、たとえば研修室だったり、テニスコートだったり、みんな基本的には、土地評価額から計算式があるので、そのまま徴収していくと。小学生だけ中学生だけ高校生だけという判定が、自主研修だと非常に難しいかと。だから、その減免制度を作ること自体の是非というより、実務上非常に煩雑になるということ。たとえばメンバーの過半数が高校生だから高校料金にするというような話になるともう大変なことになる。もともとの条例自体の制度設計のときもそういった整理があったのではないかと思う。

○真田委員 せっかくいい施設で芝生があって、サッカーをやったりするのにいい施設であり、どんどん使ってもらえたらいいと思う。ぜひそのあたり情報収集していただきたい。

○新田教育長 先ほど真田委員からご指摘のあったことは継続検討とさせていただきたい。

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 16時50分